



関わりや病棟環境から見直す 行動制限最小化

講師／特定医療法人共和会 共和病院
精神看護専門看護師 石川恵己

看護課長 山口淳一

日時／令和五年八月二十日(金)
オンライン

令和5年6月30日(金)日本精神科看護協会愛知県支部研修会として「関わりや病棟環境から見直す行動制限最小化」のe-Learning研修会が開催されました。講師は、特定医療法人共和会 共和病院の精神科専門看護師の石川恵己先生と、共和病院看護課長の山口淳一先生のお二人がそれぞれ「行動制限にまつ



わる基礎知識(石川恵己先生)、「多職種チームで取り組む行動制限最小化と看護実践」(山口淳一先生)を議題に2部構成で行われました。そして、講義後には事例をもとにしたグループワークを行いました。

今回の研修目標として、「行動制限に関する基礎知識を理解する」、「患者の人權を念頭において患者の行動制限を最小限にする方法を1つ以上挙げる」とができる、「目に見えない行動制限について考え日頃の実践を振り返り自己の考えが見えること」をあげて行われました。

前半は石川恵己先生の「行動制限にまつわる基礎知識」の講義が行われました。法律と人權の基礎知識として、国連原則や日本国憲法、障害者の権利条約の内容を交えながら、臨床の中で対策についてお話がありました。そして看護の倫理原則や、看護の倫理綱領の中で特に意識してほしい項目のお話があり、看護業務を行ううえで倫理的に正しい判断や、行動の基準を意識

する必要を話されました。そして、行動制限最小化の取り組みでは、石川恵己先生が経験して導き出した取り組みが必要と思われることの4点についてお話がありました。また、共和病院で行われている行動制限最小化の取り組みが紹介され安全を確保しながら人問らしい看護をするための視点について学ぶことができました。私自身も行動制限に対する振り返りをする中で、臨床の中でどうしても治療上で必要なルールを優先して、いつの間にか個人の人權を蔑ろにしている事に気付くことができました。

また、患者とのコミュニケーション場面に潜む目に見えない行動制限をしないために看護の倫理原則や倫理綱領を行動の基準にしていこうと思えました。

後半は山口淳一先生の「多職種チームで取り組む行動制限最小化と看護実践」の講義が行われました。山口淳一先生は共和病院で行動制限最小化の委員長も務めており、行動制限最小化委員会の取り組みの中で工夫して最小化した実践例、行動制限を減らす考えや多職種連携についての具体的な内容で講義が進められました。そして、隔離や身体拘束に対する看護師の陥りやすい考え方に對してのお話を聴き、どのような対処方法が必要なのか学ぶことができました。私自身も看護師が陥り

易い考えに当てはまっていることに気づき、考え方を改めなければと感じました。そして、隔離や身体拘束の行動制限最小化を目指すために日常の業務でできそうな対策や工夫、他職種ミーティングなど、まずは私自身のできる

範囲で看護実践に取り入れていこうと思えました。グループワークでは行動制限に対する考え方について事例検討をもとに行われました。参加者からは「予測での制限はしない」「行動制限を正当化していかないか振り返る」「これは行動制限にあたるのではないか?との視点を意識する」など、これから実践したい思いを話されていました。

今回のe-Learning研修では共和病院の行動制限最小化の取り組みを知ることができ、他の病院が行動制限最小化に對してどのように取り組んでいるのか学べる機会になり貴重な体験になりました。

